

第十八条～第二十四条 略

別表第四(第四条、第二十二條關係) 略

別表第六(第二十四條關係)

納付義務者	一～十四 略	
	区 分	額
十五 法第二十 七条第四項 (法第三十一 条の十二第二 項において準 用する場合を 含む)又は 第三十一條の 第二項及び 第三十一條の 第三十二項に する者	(-) 法第二十二 条各号(第 二号を除く) 又は第九項の 営業を営もう とする場合	一万九千九百円
	(-) 法第二十二條 第七項、第八項 又は第十項の 営業を営もう とする場合	三千四百円
十七 法第二十 七条第四項 (法第三十一 条の十二第二 項において準 用する場合を 含む)又は 第三十一條の 第二項及び 第三十二項に する者	(三) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 の一部を改正 する法律(平 成十七年法律 第九十九号) 附則第三十三 条第一項、第 三十一條の二 項の規定によ り法第二十二 條第一項、第 三十一條の二 項又は第三十 一條の十七第 一項の届出書 の提出があつ た旨を記載し た書面の交付 を受けよう とする者	三千四百円
	十六 法第二十 七条第四項 (法第三十一 条の十二第二 項において準 用する場合を 含む)又は 第三十一條の 第二項及び 第三十一條の 第三十二項に する者	

第十六条～第二十二條 略

別表第四(第四条、第二十條關係) 略

別表第六(第二十二條關係)

納付義務者	一～十四 略	
	区 分	額

十七 法第二十 七条第四項 (法第三十一 条の十二第二 項において準 用する場合を 含む)又は 第三十一條の 第二項及び 第三十二項に する者	千二百円	において準用す る場合を含む) の規定に基づ く法第二十七 条第二項(法 第三十一條の 十二第二項に おいて準用す る場合を含む) 又は第三十一 條の二第二項 (法第三十一 條の七第二項 及び第三十一 條の十七第二 項において準 用する場合を 含む)の届 出書の提出が あつた旨を記 載した書面の 交付を受けよ うとする者
---	------	---

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第十五号

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県育英資金貸与条例(昭和三十六年佐賀県条例第九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「学生又は」を削る。

第二条第一号中「大学（大学と同程度の学校を含む。以下同じ。）」を「高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 勉学に意欲があること。

第二条第二号を次のように改め、同条第三号を削る。

二 高等学校に在学する者で、前号イ及びロに該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

第三条第一項中「次のとおり」を「在学一年につき四十二万円以内」に、「学校」を「高等学校」に改め、各号を削る。

第六条中「二十年内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）」を「二十年内で規則で定める期間以内」に改める。

第八条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県育英資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
-------	-------

（目的）

第一条 この条例は、向学心に富み、有能な素質を有する生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

（育英学生）

第二条 育英資金の貸与を受ける者以下「育英学生」という。）は、次の各号に該当する者の中から、それぞれ選考のうえ決定する。  
一 高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）に在学する者で、次のイから二までに該当するもの  
イ 略  
ロ 勉学に意欲があること。  
ハ・ニ 略

二 高等学校に在学する者で、前号イ及びロに該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

（貸与）

第三条 育英資金の貸与額は、在学一年につき四十二万円以内とする。ただし、貸与期間は、当該高等学校の正規の修学期間を超えてはならない。

（目的）

第一条 この条例は、向学心に富み、有能な素質を有する学生又は生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

（育英学生）

第二条 育英資金の貸与を受ける者以下「育英学生」という。）は、次の各号に該当する者の中から、それぞれ選考のうえ決定する。  
一 大学（大学と同程度の学校を含む。以下同じ。）に在学する者で、次のイから二までに該当するもの  
イ 略  
ロ 心身が健全であること。  
ハ・ニ 略

二 高等学校又は高等学校と同程度の学校（以下これらを「高等学校」という。）に在学する者で、前号イから二までに該当するもの  
三 高等専門学校又は高等学校（専修学校高等課程を除く。）に在学する者で、第一号イ及びロに該当し、かつ、学費の支弁が著しく困難であるもの

（貸与）

第三条 育英資金の貸与額は、次のとおりとする。ただし、貸与期間は、当該学校の正規の修学期間を超えてはならない。

2 略

(返還)

第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後（前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後）六月を経過したときから二十年内で規則で定め

第八条

(返還免除)

2 略

(返還)

第六条 育英資金の貸与を受けた者は、卒業後（前条の規定により、貸与を廃止されたときは、廃止後）六月を経過したときから二十年内（第二条第二号に該当する者として育英資金の貸与を受けた者にあつては、十年以内）に、年賦、半年賦又は月賦で返還しな

(返還免除)

第八条 大学の学生として育英資金の貸与を受けた者の該当大学の卒業成績が特に優秀であつたときは、育英資金の一部の返還を免除することができる。 2 特別学生であつた者のうち、卒業後佐賀県内において、居住し、かつ、就業した者で、規則で定めるものについては、育英資金の一部の返還を免除す

育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十六号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第三条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年佐賀県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。  
 第四条第一号中「第十四条から第十六条まで」を「第十一条から第十三条まで」に改める。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までの改正規定中「~~養護教諭~~」の次に「~~栄養教諭~~」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び、き、地手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
2 略	<p>(教員特殊業務手当)            第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与え、人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>一 五 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)            第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与え、人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>一 五 略</p>

第二条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
2 略	<p>(定義)            第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。            一 県立学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、学校栄養職員、事務職員及びその他の職員            二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)及び事務職員</p>	<p>(定義)            第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。            一 県立学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、学校栄養職員、事務職員及びその他の職員            二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)及び事務職員</p>

第三条(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
2 略	<p>(定義)            第二条 略            2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義)            第二条 略            2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

一 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号。第十一条から第十三条までの規定に限る。)

二 九 略

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

一 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号。第十四条から第十六条までの規定に限る。)

二 九 略

第四条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一(第5条関係)</p> <p>高等学校等教育職給料表</p> <p>略</p> <p>備考(一) この表は、次に掲げる者に適用する。</p> <p>ア 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>イ 県立の中学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者</p> <p>(二) 略</p>	<p>別表第一(第5条関係)</p> <p>高等学校等教育職給料表</p> <p>略</p> <p>備考(一) この表は、次に掲げる者に適用する。</p> <p>ア 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>イ 県立の中学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者</p> <p>(二) 略</p>
<p>別表第二(第5条関係)</p> <p>中学校・小学校教育職給料表</p> <p>略</p> <p>備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。</p> <p>(二) 略</p>	<p>別表第二(第5条関係)</p> <p>中学校・小学校教育職給料表</p> <p>略</p> <p>備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。</p> <p>(二) 略</p>

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十七号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十年佐賀県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、一五〇人」を「三、一二三人」に改め、同項第二号中「五、五一〇人」を「五、五二三人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(定数)	(定数)	(定数)
第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。	第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。	第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。
一 県立学校職員 三、一二三人	一 県立学校職員 三、一二三人	一 県立学校職員 三、一五〇人
二 市町立学校県費負担教職員 五、五二三人	二 市町立学校県費負担教職員 五、五二三人	二 市町立学校県費負担教職員 五、五一〇人
2 略	2 略	2 略

市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十八号

市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例

市村記念体育館使用料条例（昭和三十八年佐賀県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び附属設備使用料」を削り、同条第二項中「許可時間」を「附属設備使用料及び許可時間」に、「使用料」を「競技場使用料」に改める。

別表第一の使用料（円）の欄中

(3) 9時か ら21時ま での間に おいて使 用する場 合（(1) 又は(2) に該当す る場合を 除く。）	を	(4) 21時か ら23時ま での間に おいて使 用する場 合	に改める。
8,490		1,410	
24,180		4,030	
67,990		11,330	

別表第二の冷暖房設備の項中

競技場	暖房設備	1時間につき	3,520
-----	------	--------	-------

を

競技場	暖房設備	1時間につき	3,520
集会室	1時間につき		120

に改め、

同表のその他の設備の長机の項中「1冊」を「1台」に改め、同表のその他の設備の項中

持込音響器具	1式	1,640	を	持込音響器具	1式	1,640
				電光得点表示装置	1組	920

に改め、同表の注の2中「又は17時から21時まで」を「17時から21時まで又は21時から23時まで」に改め、同表の注の3中「9時から21時まで」を「9時から23時まで」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の納付)</p> <p>第五条 競技場使用料は、体育館使用日の十日前までに納付しなければならない。</p> <p>2 附属設備使用料及び許可時間を超過した分についての競技場使用料(以下「超過使用料」という。)は、体育館使用後直ちに納付しなければならない。</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第五条 競技場使用料及び附属設備使用料は、体育館使用日の十日前までに納付しなければならない。</p> <p>2 許可時間を超過した分についての使用料(以下「超過使用料」という。)は、体育館使用後直ちに納付しなければならない。</p>

改正後

別表第1 (第3条関係)

区 分	使用料(円)			
	(1) 略	(2) 略	(3) 9時から21時までの間において使用する場合((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	(4) 21時から23時までの間において使用する場合
全部使用			8,490	1,410
			24,180	4,030
			67,990	11,330

注 1・2 略

改正前

別表第1 (第3条関係)

区 分	使用料(円)		
	(1) 略	(2) 略	(3) 9時から21時までの間において使用する場合((1)又は(2)に該当する場合を除く。)
全部使用			8,490
			24,180
			67,990

注 1・2 略

改 正 後					改 正 前					
別表第2 (第3条関係)					別表第2 (第3条関係)					
附属設備使用料					附属設備使用料					
区 分		単 位	使用料 (円)		区 分		単 位	使用料 (円)		
略					略					
冷 設 暖 房	競 技 場	冷 房 設 備	1 時 間 に つ き	3,300	冷 設 暖 房	競 技 場	冷 房 設 備	1 時 間 に つ き	3,300	
		暖 房 設 備	1 時 間 に つ き	3,520			暖 房 設 備	1 時 間 に つ き	3,520	
	集 会 室		1 時 間 に つ き	120		集 会 室		1 時 間 に つ き	120	
略					略					
そ の 他 の 設 備	略				そ の 他 の 設 備	略				
	長	机	1	台		長	机	1	脚	50
	略					略				
	持 込 音 響 器 具	1	式	1,640		持 込 音 響 器 具	1	式	1,640	
電 光 得 点 表 示 装 置	1	組	920							
注 1 略					注 1 略					
2 舞台設備、照明及び音響器具及びその他の設備（補助いすを除く。）の使用料は、1区分（9時から13時まで、13時から17時まで、17時から21時まで又は21時から23時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。）ごとの使用料とする。					2 舞台設備、照明及び音響器具及びその他の設備（補助いすを除く。）の使用料は、1区分（9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。）ごとの使用料とする。					
3 補助いすの使用料は、1日（9時から23時までをいう。）当たりの使用料とする。					3 補助いすの使用料は、1日（9時から21時までをいう。）当たりの使用料とする。					

佐賀県総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十九号

佐賀県総合運動場条例の一部を改正する条例

佐賀県総合運動場条例（昭和四十四年佐賀県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の補助競技場使用料の表の(1)の表を次のように改める。